

# 新型コロナウイルス関連情報

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

### 1.基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方への給付

#### ■給付金の対象となる方

(①～③のいずれかに該当する方)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### ■給付額 1世帯 5万円、

第2子以降1人につき 3万円

※令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方は申請不要です。8月頃、児童扶養手当受給口座に振り込みます。

### 2.追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

#### ■給付金の対象となる方

左記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

#### ■給付額 1世帯 5万円

※基本給付(左記②・③に該当する方)、追加給付ともに申請が必要です。

#### ●問い合わせ

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」

コールセンター 0120-400-903

(受付時間 平日9:00～18:00)

子ども家庭課 ☎ 27-0176

## 新型コロナ対策実施店舗向けステッカーについて



県では、感染防止対策の指針となる「コロナ社会を生き抜く行動指針」や「業界ガイドライン」に沿った感染防止対策をオール岐阜で進めています。マニュアル等に基づいた感染防止対策を実施する事業者について、感染防止対策を実施していることをPRするために、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を作成し、申込者に対し配布します。

希望される事業者の方は、総務課までお申込みください。

### 対象事業者

町内の小売業、サービス業などすべての事業者

### 手続き方法

申込書と宣言書を総務課窓口へ提出してください。(郵送可)

※申込書、宣言書は町HPもしくは総務課窓口まで

### 申込期間

8月31日(月)まで

### ステッカーの配布

総務課窓口受取または郵送により配布

※ステッカーは店舗ごとに2枚まで

総務課 ☎ 27-0171

## 各種行事・イベント中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の各種行事、イベントを中止します。

9月 6日(日)	町総合防災訓練	総務課	☎ 27-0171
9月13日(日)	敬老会	健康福祉課	☎ 27-0175
9月24日(木)	交通事故防止大会	総務課	☎ 27-0171
10月10日(土) 11日(日)	GO!ご~どんとこい祭り	まちづくり戦略課	☎ 27-0172
10月18日(日)	ぎふ清流都市対抗駅伝	生涯学習課	☎ 27-0182
10月25日(日)	川と海のクリーン大作戦	建設課	☎ 27-0177
10月31日(土) ~11月3日(祝・火)	文化祭	中央公民館	☎ 27-7321

## 特別定額給付金 一人10万円

### 申請手続きお忘れなく!

1人あたり10万円が支給される特別定額給付金の申請期日は**8月13日(木)**です。申請忘れがないようにご注意ください。

5月中旬に世帯主宛に郵送した申請書に記入し、必要書類を貼り付け、同封の返信用封筒で返送ください。

特別定額給付金室 ☎ 27-0185